

3 個人年金保険料税制適格特約

個人年金保険料税制適格特約について

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、お払込みになった保険料は、一般の生命保険料控除とは別枠で所得控除の対象となります。

- 個人年金保険料税制適格特約とは、一般の「生命保険料控除」とは別枠で、「個人年金保険料控除」を受けることを目的として付加する特約です。
- この特約を付加する場合、または付加した場合には、次の条件や制限があります。

【特約を付加する場合の条件】

年金受取人	被保険者と同一で、かつ、ご契約者またはその配偶者のいずれかであること			
	【年金受取人の条件を満たす契約形態】			
		契約例		
		ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人
	受取人がご契約者自身の場合	夫	夫	夫
	受取人がご契約者以外の場合	夫	妻	妻
	※受取人がご契約者以外の場合、年金の受取開始時に、相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。			
保険料払込期間	10年以上であること			
年金支払期間	年金開始年齢が60歳以上、かつ、年金支払期間は10年以上であること			

→参照

◆生命保険と税金
(38 ページ)

【特約を付加した場合の制限】

契約内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 上記の条件を満たさなくなるような契約内容の変更はできません。 (例) ご契約後10年以内の払済年金保険への変更 • 基本年金年額の減額などに伴う返戻金が発生する場合であっても、お支払いせずに当社所定の利率^①で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。
配当金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> • 配当金は当社所定の利率^①で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。年金開始日前または年金開始日の一時金受取りは選択できません。

①この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

- 次の場合、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。
 - 主契約が消滅したとき
 - ご契約者を配偶者以外に変更したとき
- この特約のみの解約はできません。